



# 1 開会

# 2 議事

## 議題1：大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

### <意見等>

事務局	【資料1】について説明
委員	<p>資源ごみの持ち去りについては、審議会でも毎回のよう委員から意見をいただいている。</p> <p>持ち去り禁止条例を制定している市と制定していない市を比較すると、制定していない市に持ち去り行為が集中する傾向がある。そういった背景もあり、条例改正を行うこととなったようである。条例改正の手続きについては、丁寧に進めていると思う。</p> <p>改正の内容について、改正前は市長や事業者、占有者に適正処理を求めていたが、改正後は持ち去り行為は禁止であるということをも明文化するということである。</p>
委員	<p>大阪府内の状況について、罰則規定なしが4自治体あるが、近隣の東大阪市では罰則規定がない。東大阪市にも、大東市のように罰則を設けてもらいたいと思っている。</p> <p>東大阪市の環境部局に持ち去りに対する罰則規定の有無を確認したところ、現状は罰則なしで、今後設ける予定もないとのことであった。現状の対策としては、啓発シールを市民に配布しているようである。</p> <p>ごみを出す際は集積場所に集めているが、たびたび持ち去る行為者に対面したことがある。ごみを散らかす場合は注意するが、そうでない場合は注意できていない。</p> <p>月1回の子ども会の資源ごみ回収についても、子どもが頑張っ大切な資源を回収しているので、持ち去りはやめていただきたいと思っている。</p> <p>収集場所に近くのフェンスに啓発パネルを設置し、行為者に対して啓発しているところもある。パネル設置以前はたびたび行為者が来ていたが、設置以降はかなり減ったようである。マンション等のごみ回収ボックスには不法投棄禁止の文言はあるが、持ち去り禁止についての文言はないところばかりである。</p>
委員	<p>東大阪市とは共同で施設組合を運営しているので、足並みをそろえていきたいところである。</p> <p>啓発パネルに効果があるとのことであるので、大東市でも参考にするといいかと思う。</p>
委員	<p>子ども会についての話があったが、今回の条例改正については子ども</p>

	<p>会には影響はあるのか。子ども会によっては、雑誌、新聞や衣類の回収だけで、アルミ缶は回収していないところもある。</p>
事務局	<p>今回の条例改正では、自宅前に出しているごみの持ち去り禁止を想定している。集団回収や子ども会で回収した資源ごみはリサイクル業者に渡すものであるので、それらの持ち去り行為は窃盗罪となり得るものである。</p> <p>持ち去り行為対策としては、啓発パネルを市で作成しており、希望する団体に配布している。記載内容としては、資源ごみは大切な資源・財産であり、持ち去りは窃盗となるということを記載している。</p> <p>そういった集団回収以外のゴミについては、今まで規制できていなかったことから、今回の条例改正で持ち去りを禁止するものである。</p>
委員	<p>罰金の額について、当初は地域の人が持ち去っていると思っていたが、企業が組織的に複数の人で持ち去っているケースもあると伺ったので、金額が20万円となるのも仕方がないかと思う。</p> <p>6月議会に上程し、10月から施行するのであれば、2カ月程度の周知期間しかないので、議決後には早急に周知することが必要であるが、どのように周知していくのか。</p>
事務局	<p>議会での議決後に、早急にホームページや市報等で周知していく予定である。</p>
委員	<p>条例に持ち去り禁止が規定されることで、強く注意する人が出てくるかもしれない。そういった場合にトラブルにならないように、市で何か対応を予定しているのか。</p>
事務局	<p>持ち去り禁止については、警察との連携も考えている。直接注意するとトラブルになる可能性があるので、行為者を見かけた際は市や警察に通報してもらいたいと考えている。</p>
委員	<p>市報等でアナウンスするのか。</p>
事務局	<p>その予定である。</p>
委員	<p>市報等で周知する際には、通報先も載せておく必要があると思う。</p> <p>また、先ほどの話で組織的に持ち去っているとのことであるが、それについては条例第34条で対応できるのか。</p>
事務局	<p>条例第34条で両罰規定を設けており、行為者のみならず、行為を命じた法人に対しても罰金を科すこととしている。</p>
委員	<p>特に、組織的な行為者を直接注意するのは勇気がいる。市民の安全確保の観点からも、通報先についてしっかりアナウンスしないとトラブルが起こってしまうと思う。</p> <p>罰則規定を設けている自治体の中で、実際に罰則を適用した事例はあるのか。</p> <p>また、現行犯でないと犯人を特定するのは難しいのではないのか。</p>
事務局	<p>国が実施した調査結果では、罰金や過料を科した事例があるのは、禁止規定がある自治体のうちの0.4%であった。割合が低い理由として</p>

	<p>は、行為者の特定が難しいようである。ただ、条例による抑止力も重要であると考えている。</p> <p>罰則適用の手続きとしては、基本的には現行犯で罰金とするのではなく、行為者の特定後に禁止命令等の行政処分をし、それに従わない場合に刑事告発するという流れを想定している。</p>
委員	<p>罰金を科すことではなく抑止が目的であれば、それが市民に伝わるような周知をお願いしたい。</p>
委員	<p>持ち去りについては市民も認識はしている。アルミ缶の持ち去りが特に多く、お金になるので小遣い稼ぎとして持ち去っているのではないか。中には一声かけて持ち去ったり、きちんと後片付けをする人もいる。敷地の中に入ってまで持ち去ることはよくないが、分別のある行為者を無下に排除する必要はないのではないか。</p> <p>資源ごみはリサイクル業者に引き渡していると思うが、アルミ缶売却による年間収入はどの程度であるのか。</p>
事務局	<p>分別ある行為者もいるということであるが、市民は市が回収することを期待してごみを出し、市が資源として施設組合に持ち込んでいる。条例改正の目的は悪質な行為者を取り締まることであるが、一律の規制となることはご理解いただきたい。</p> <p>空き缶ごみについては、飲料缶以外にもスプレー缶等が混在した状態で出される。それを市で収集し、施設組合に搬入している。施設組合ではアルミ缶選別作業をリサイクル業者に委託しており、アルミ缶売却益を見込んだ委託金額で契約している。そのため、持ち去りが減ると施設組合に搬入するアルミ缶が増え、委託料が減ることになる。</p>
委員	<p>分別ある行為者の場合は、市民も通報をしないと思うので、それで対応できるのではないか。</p> <p>資源ごみの売却益については、委託料の減少という形で反映され、直接の収入にはならないが、支出額の減少に寄与しているということである。</p>
委員	<p>堺市では、ある団体が市域の資源ごみを回収しており、その売却益を活動の予算にしている。その収入が月に100万円もあるようである。</p> <p>そのような、団体が回収するという方法も検討するべきと思う。</p>
委員	<p>みんなで分別して協力したという結果が見えるということは、継続的な協力にも繋がっていく。ペットボトルの蓋を回収している団体で、リサイクルによるCO2の削減効果を算定しているところもある。そういった結果を掲示しておくことで活動の効果がわかるので、団体による回収についても検討いただきたい。</p>

議題 2：大東市環境審議会規則の一部改正

<意見等>

事務局	【資料 2-1】、【資料 2-2】について説明
委員	質問等はないか
各委員	なし

議題 3 : その他

<意見等>

事務局	<p>本日の審議会では、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画を製本したものを配布している。環境基本計画については、中高生 14名のワークショップを実施しながら作成したものであり、改めて内容をご確認いただきたい。</p> <p>環境基本計画における重点プロジェクトとして、川とまちをきれいにするプロジェクトを定めている。川にごみが浮いていて汚いという声が多くあり、市では清掃船で浮遊ごみを回収しているが、費用対効果や維持費等の課題がある。今年度はゴムボートを購入し、臨機応変に浮遊ごみを回収できる体制を整えていく予定である。清掃船とゴムボートの両方で清掃し、進捗については今後の審議会で報告していく。</p>
委員	<p>環境基本計画にあっては、子ども版を作っていただいた。当初は計画本編と合冊にする案もあったが、最終的には子ども版を別で作成することになった。</p> <p>子ども版の3ページには成果発表会の記載があるが、しっかりした内容の発表であった。各グループに共通して印象的であったのが、自分の学校でも取り組んでいきたいという地元発信の内容があったことである。環境問題を自分事として考えるいい機会になったと思う。</p>
委員	この子ども版の計画は市民にどのように周知するのか。
事務局	ホームページに計画の電子データを掲載している。また、学校等の関係機関には製本した冊子を配布している。
委員	冊子で配布しないのか。
事務局	ペーパーレスの観点から、データ版での配布としたい。
委員	電子版だからこそ、別冊で作成できたということもあるのではないか。
その他、委員から三洋町跡地の活用についての質問あり。	

4 閉会

以上